

Table with 10 columns: 鳴瀬, 知光, 首町, 九田, 六田, 長ヶ坪, 浅津, 磯田, 樋通り. Each column contains a list of postal codes and their corresponding geographical areas.

Table with 10 columns: 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津. Each column contains a list of postal codes and their corresponding geographical areas.

Table with 7 columns: 茅見堂, 前, 上広町, 下広町, 限ヶ坪, ココ早稲, 四反田. Each column contains a list of postal codes and their corresponding geographical areas.

Table with 7 columns: 高代, 限ヶ崎, 南津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津, 大字下浅津. Each column contains a list of postal codes and their corresponding geographical areas.

Table with 6 columns: 餅ヶ坪赤池字, 順禮分赤池字, 太郎ヶ坪赤池字, 中坪赤池字, 前田赤池字, 大字赤池字. Each cell contains detailed land parcel information including area, location, and owner details.

Table with 6 columns: 柳原赤池字, 上通赤池字, 下河原赤池字, 墓廻赤池字, 河端赤池字, 三ツ石赤池字. Each cell contains detailed land parcel information including area, location, and owner details.

Table with 5 columns: 御子垣, 大字光吉字, 一本松, 松神, 河原田, 大字光吉字. Each cell contains detailed land parcel information including area, location, and owner details.

Table with 5 columns: 下河原赤池字, 小四字光吉字, 大字光吉字, 高外輪, 一枚河原. Each cell contains detailed land parcel information including area, location, and owner details.

Table with 4 columns: 大字赤池字四郎三堀字, 大字橋津字下河原, 川向南谷字, 大字上橋津字丁床. Each column contains detailed land parcel information including parcel numbers and area descriptions.

Table with 2 columns: 大字長瀬字五ノ千石, 大字水上下字古水. Each column contains detailed land parcel information including parcel numbers and area descriptions.

鳥取県告示第四百十六号
土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十四号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、羽合土地改良区から申請のあつた換地計画(第八区)を昭和四十一年七月二十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百十七号
土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十四号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、羽合土地改良区から申請のあつた換地計画(第七区)を昭和四十一年七月二十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年八月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

Table with 4 columns: 大字久留字光吉後, 大字久留字古道下, 大字久留字二ノ大堀, 大字久留字三ノ大堀. Each column contains detailed land parcel information including parcel numbers and area descriptions.

鳥取県告示第四百十八号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百十九号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年八月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

鳥取市堀川町
土地建物取引業
田中不動産
代表者 田中宣二
鳥取市田島字中嶋
二二九番四 幅員 四メートル
二二四番三 延長
二二四番二 九八・四メートル
二二三番一

昭和四十一年八月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査場所

九月十二日 午前十時から午後四時まで 倉吉福祉会館
〃 十三日 〃 〃 〃 倉吉市役所
〃 十四日 〃 〃 〃 倉吉市役所
〃 十五日 〃 〃 〃 計量器所在場所
〃 十六日 〃 〃 〃 倉吉市役所
〃 十九日 午前十時から午後三時まで 倉吉市役所

倉吉福祉会館
倉吉市役所
計量器所在場所
倉吉市役所



鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日またはその翌日)

昭和四十一年八月十五日第三種郵便物認可

自 次

示 肥料取締法第十三条の規定に基づく変更の届出解除予定の保安林にする旨の通知

◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料名称	変更に係る事項	変更前	変更後
鳥取県第二五八号	七〇魚かす粉末	生産業者の名称	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	鳥取県経済事業農業協同組合連合会

鳥取県告示第四百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川、大字若荷谷字浦山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字八河谷字鳴滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的